

第 1 章 支援体制の構築について

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 障害学生支援センター長
柏倉 秀克

1. 障害学生支援に関する委員会等の設置状況

平成 26 年度調査では、①専門委員会を設置する学校は 237 校(20.0%)、②他の委員会が対応する学校は 652 校(55.0%)、③対応する委員会がない学校は 296 校(25.0%)となっている。前回調査(平成 25 年度)と比較すると、①は 5.3 ポイント増、②は 1.5 ポイント増、③は 4.4 ポイント減となっており、専門委員会を設置する学校が増加傾向を示している。その反面、対応する委員会がない学校は減少傾向を示している。

(1) 設置形態別の状況

図1にあるように障害学生支援に関する委員会を設置する学校等を設置形態別に見ると、国立大学が 95.4%と最も多く、次いで公立大学が 87.2%、私立大学が 73.5%と最も少なくなっている。なお専門委員会を設置している大学の割合では、国立大学が 54.7%と最も多く、私立大学が 19.2%、公立大学が 12.8%と最も少なくなっている。なお短期大学については私立、高等専門学校は国立がそれぞれの校種の大半を占めているため、ここでは大学についてのみ取り上げた。

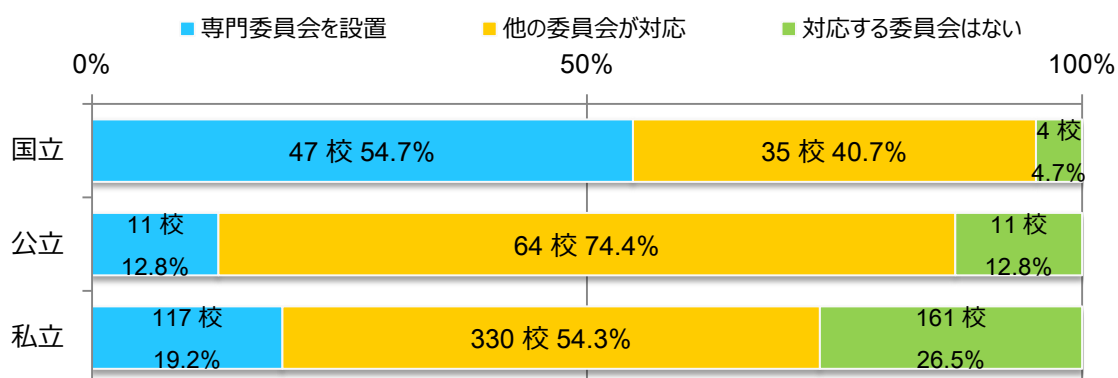


図1 障害学生支援に関する委員会等 (設置別) [大学]

(2) 学校規模別の設置状況

図 2、3 にあるように障害学生支援に関する委員会を設置する学校等を規模別に見ると、学生数 10,000 人以上の学校が 85.0%と最も多くを占めるが、学生数が少なくなるの

に従いその割合が低下していく傾向にある。学生数が1,000人を切ると80.0%を下回り、1～499人規模の学校では67.1%と最も少なくなっている。

図3にあるように専門委員会を設置する学校の割合は、規模の大きさにほぼ比例している。ただし学生数が2,000～4,999人規模よりも1,000～1,999人規模で専門委員会が多くなっている背景には、この規模の学校の構成要素(学校種及び設置形態)がその背景にあることが考えられる。図4にあるように、1～499人規模と2,000～4,999人規模では私立大学と私立短期大学が大きな比率を占めている。また、1,000～1,999人規模と500～999人規模では、国立と公立の高等専門学校が一定の比率を占めている。

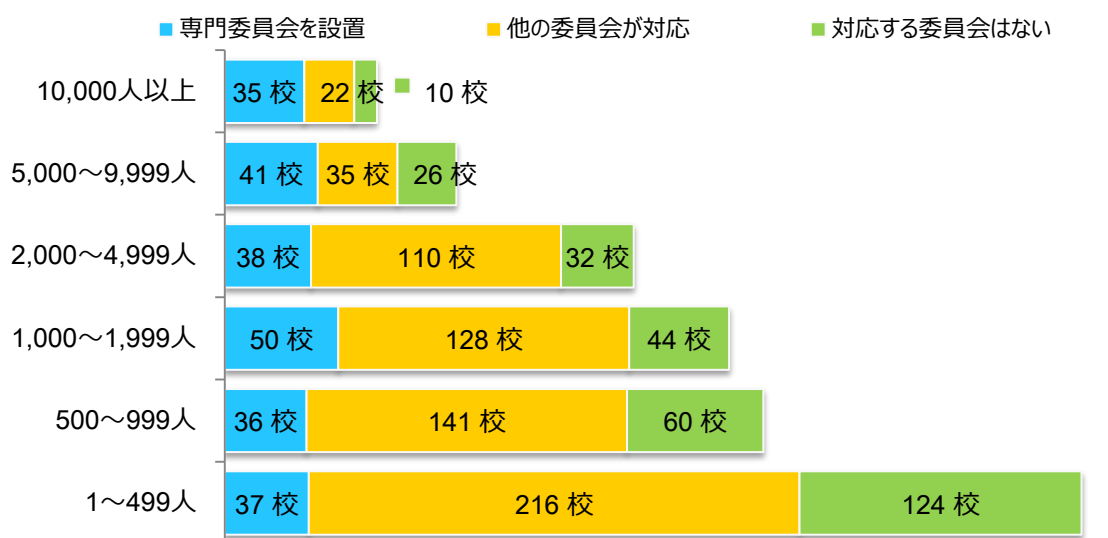


図2 障害学生支援に関する委員会等設置校数(規模〔学生数〕別)

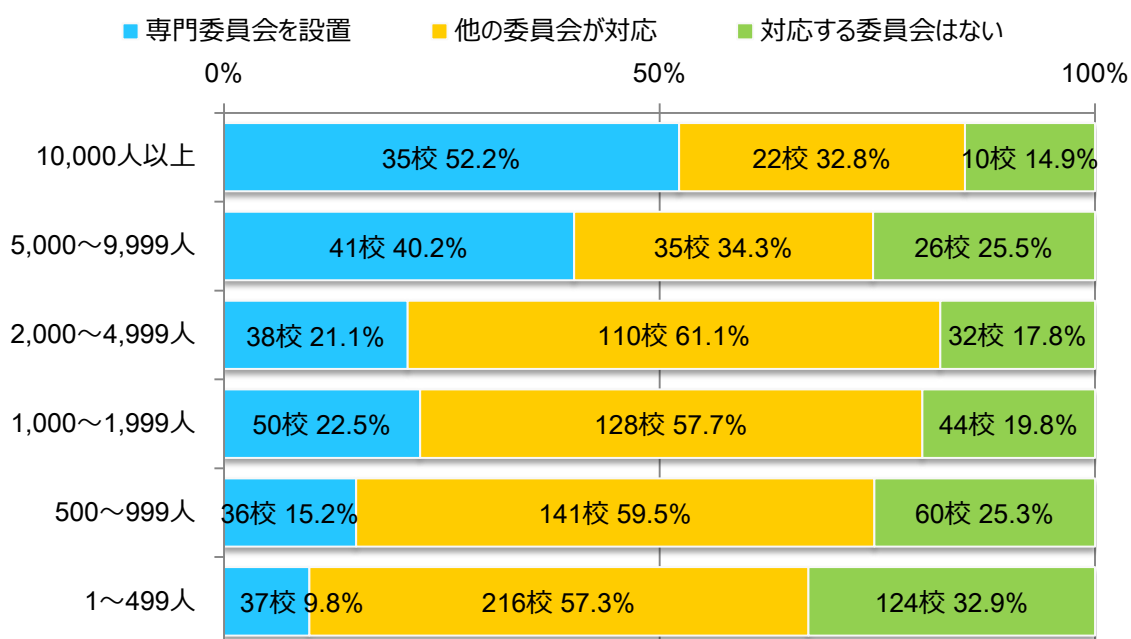


図3 障害学生支援に関する委員会等(規模〔学生数〕別)

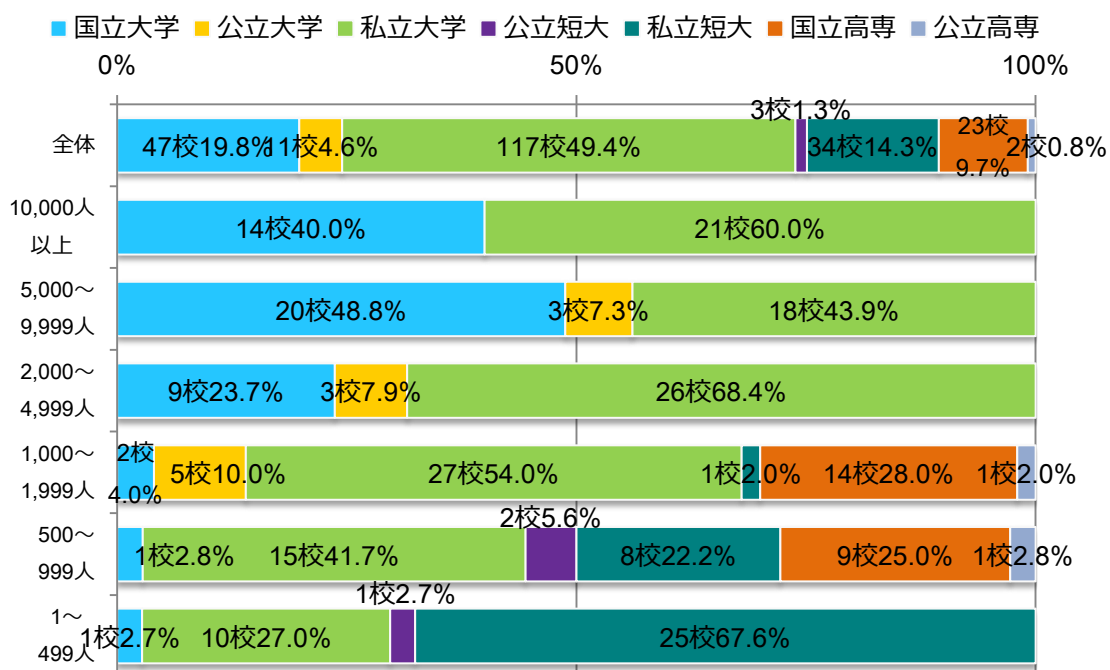


図4 専門委員会設置校の割合（規模別・設置別）

(3) 学部数別にみた設置状況

図5にあるように、大学の規模を学部数で見ると、障害学生支援に関する委員会を設置する学校等の割合は、8学部以上ある総合大学が88.1%、1学部で構成される単科大学が74.5%となっている。なお専門委員会を設置する割合は、学部の数が多くなるほどその割合が増える傾向にあるとともに、他の委員会が対応する割合は減少する傾向にある。

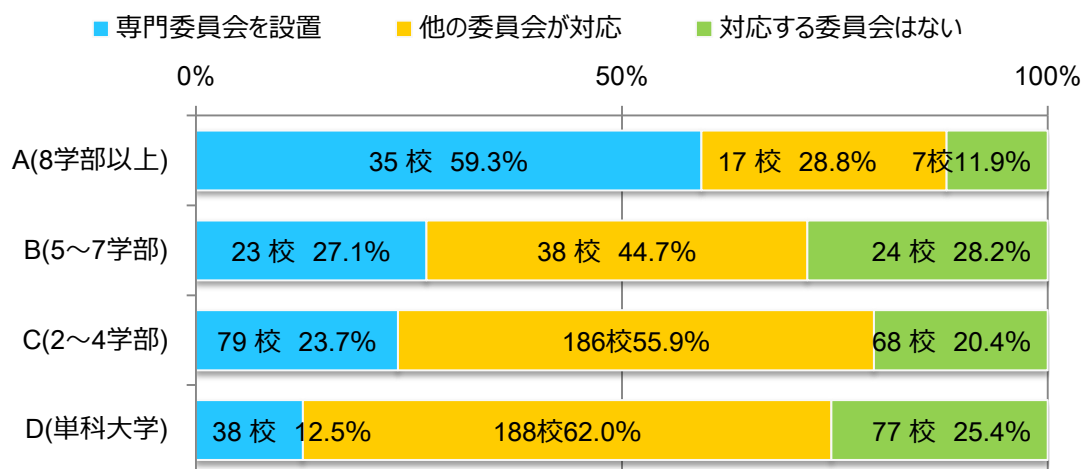


図5 障害学生支援に関する委員会等（学校種別・規模〔学部数〕別）〈大学〉

2. 障害学生支援担当部署・機関の設置状況

平成 26 年度調査では、①専門部署・機関を設置する学校は 120 校(10.1%)、②他の部署・機関が対応する学校は 928 校(78.3%)、③対応する部署・機関がない学校は 137 校(11.6%)となっている。前回調査(平成 25 年度)と比較すると、①は 1.6 ポイント増、②は 0.9 ポイント減、③は 0.7 ポイント減となっており、専門部署・機関を設置する学校が増加傾向を、対応する部署・機関がない学校は減少傾向を示している。

(1) 設置形態別の状況

障害学生支援部署・機関を設置する大学の割合は、国立大学が最も多く 98.8%、次いで公立大学が 90.7%、私立大学が 89.3%となっている。さらに公立大学と私立大学の 10.0%前後は対応する部署・機関がないとしており、体制の整備が課題である。なお短期大学については私立、高等専門学校は国立がそれぞれの校種の大半を占めているため、ここでは大学についてのみ取り上げた。

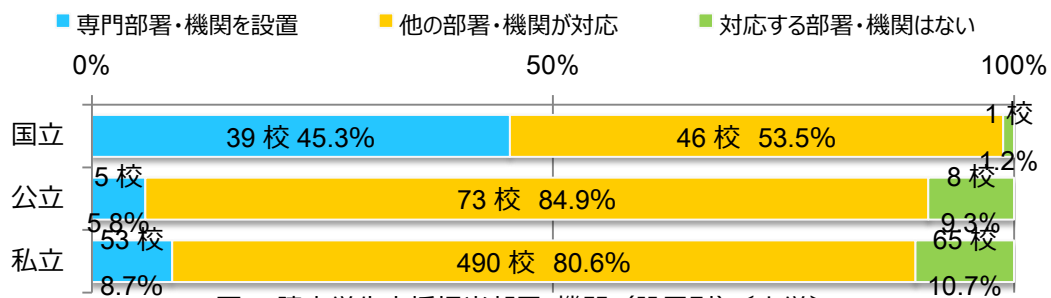


図6 障害学生支援担当部署・機関（設置別）〔大学〕

(2) 学校規模別の設置状況

図 7 にあるように障害学生支援部署・機関を設置する学校等の割合を学校規模ごとにみると、10,000 人以上の学校が最も多く 98.5%、1~499 人の学校が 77.4%となっている。このうち専門部署・機関を設置する学校をみると、10,000 人以上の学校が 37.3%、5,000 人未満の学校では 10.0%以下となり、1~499 人の学校では 3.4%となっており、学校の規模が小さくなるほど減少する傾向にある。

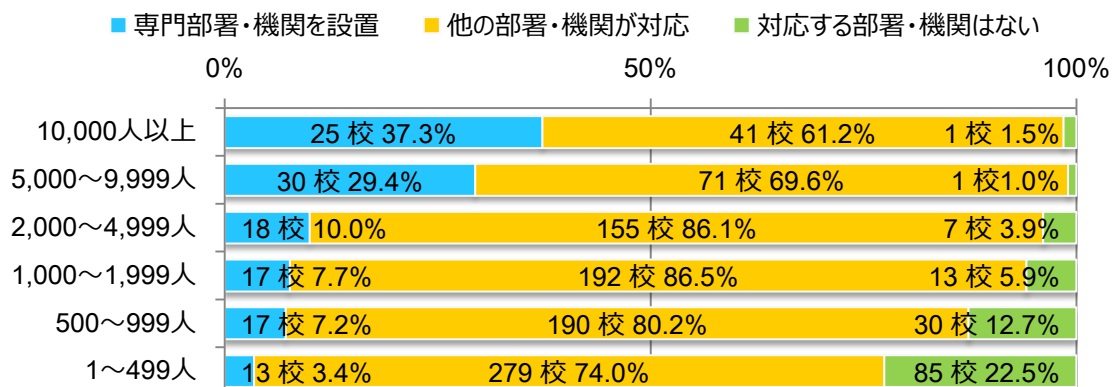


図7 障害学生支援部署・機関等（規模〔学生数〕別）

図8にあるように障害学生支援部署・機関を設置する学校等の割合が最も少ない1～499人の学校は、学校全体(1,185校)の31.8%(377校)と最も多くを占めており、小規模校(私立の短期大学等)の体制整備が課題である。

図9にあるように学校規模別の在籍障害学生数をみると、5000人以上の学校では100%、2000～4999人規模の学校では96.1%、1000～1999人規模の学校では83.8%、500～999人規模の学校では66.2%、1～499人規模の学校では39.3%となっており、学校の規模が大きくなるに従い多くの障害学生が在籍する傾向にある。なお規模が小さくなるに従い1校あたりの障害学生数は減少するとともに、障害学生が0人の学校の割合が増える傾向にある。学生数が1999人以下の学校では、障害学生が5人以下の割合が最も高く、小規模校(私立の短期大学等)における体制整備が課題である。

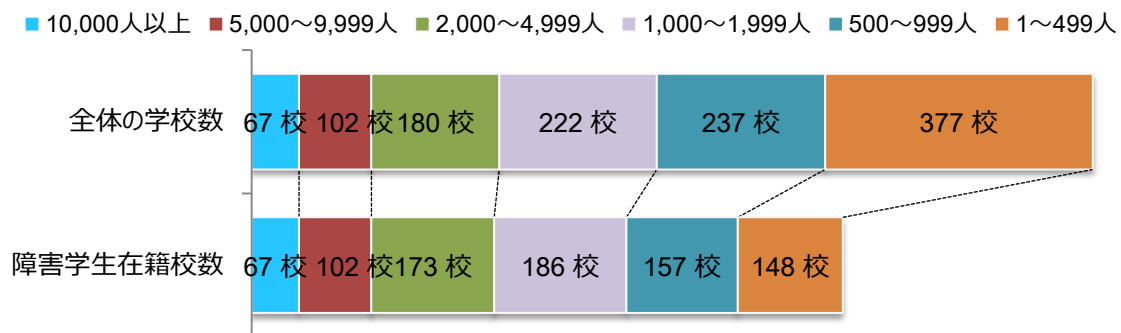


図8 障害学生在籍学校数(規模(学生数)別)

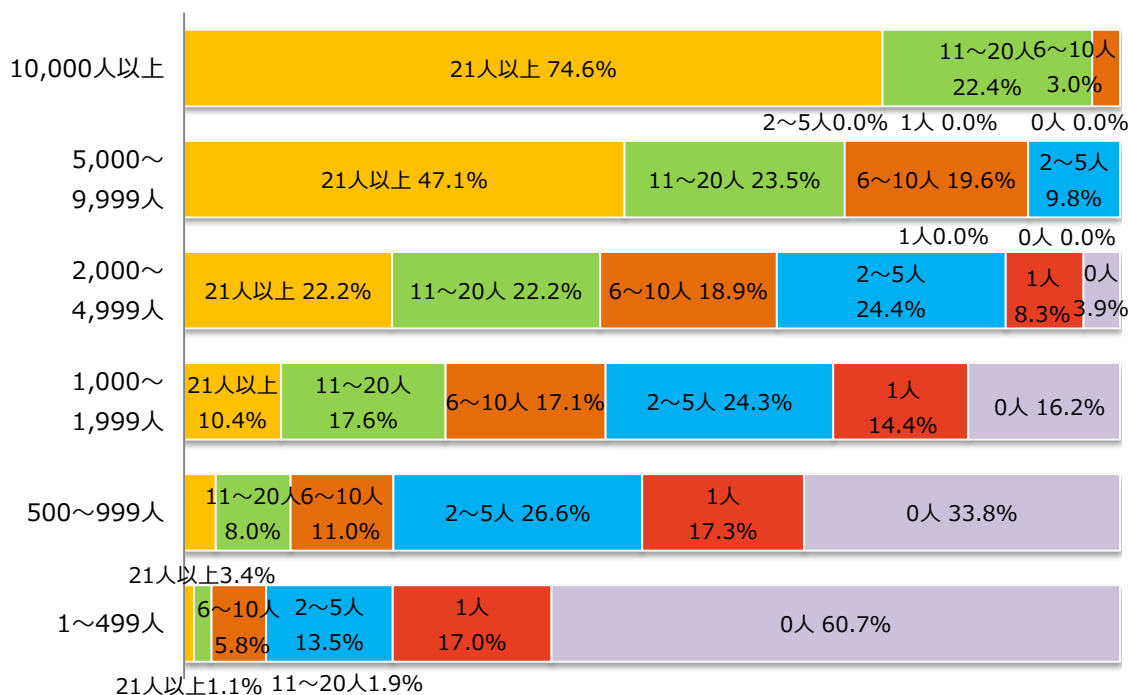


図9 障害学生在籍学校構成比(在籍学生数別・障害学生在籍者数別)

(平成26年度調査結果報告書-図3)

(3) 学部数別にみた設置状況

大学の規模を学部数で見ると、障害学生支援部署・機関を設置する学校等の割合は、8学部以上ある総合大学が96.6%、1学部で構成される単科大学が82.9%となっている。専門部署・機関を設置する割合は、学部数が多くなるほど割合が増える傾向にあるとともに、他の部署・機関が対応する割合は減少する傾向にある。なお単科大学においては17.2%が対応する部署・機関がないとしており、体制整備が課題である。

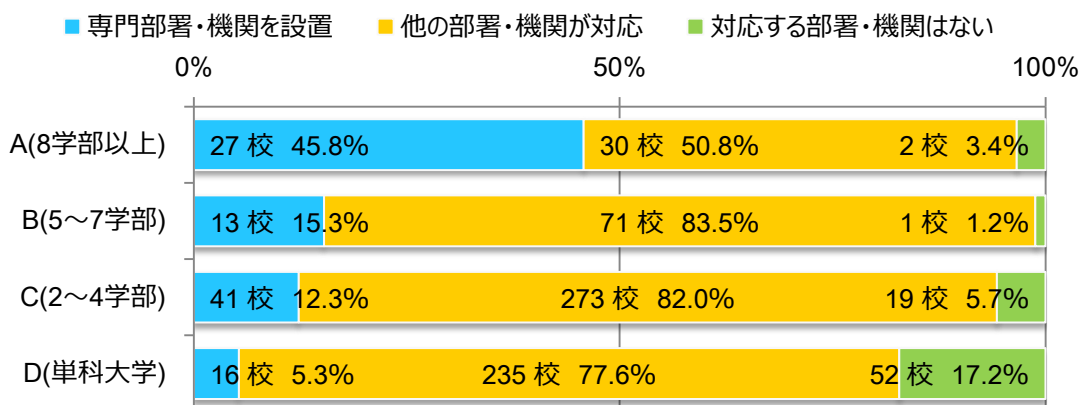


図10 障害学生支援部署・機関等（学校種別・規模〔学部数〕別）＜大学＞

3. 障害学生支援に関する規程等の整備状況

平成26年度調査では、①規程等を整備する学校は219校(18.5%)、②規程等がない学校は967校(81.6%)となっている。前回調査(平成25年度)と比較すると、①は1.8ポイント増となっており、規程等を整備する学校が漸増する傾向を示しているが、その反面、対応する委員会がない学校は減少傾向を示しているが、全体としては整備が遅れており、2016年4月に施行される障害者差別解消法を控え、規程等の整備が急がれる。

(1) 学校種別による整備状況

規程等が整備されている学校の割合が最も高いのは高等専門学校(その89.5%が国立)の43.9%で、次いで大学の19.7%、短期大学(その94.8%が私立)の11.5%となっており、短期大学における規程等の整備が課題である。

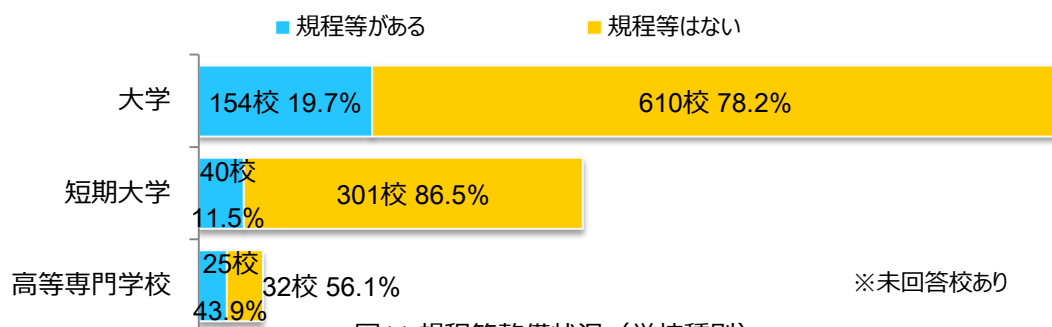


図11 規程等整備状況（学校種別）

(2) 設置形態別の整備状況

図 12 にあるように設置形態別に大学における規程等の整備状況をみると、国立大学が最も高く 50.0%、次いで私立大学が 16.3%、公立大学が 14.0%となっており、公立大学と私立大学における規程等の整備が課題である。なお高等専門学校は国立、短期大学は私立がそれぞれの校種の大半を占めるため、ここでは大学についてのみ検討した。

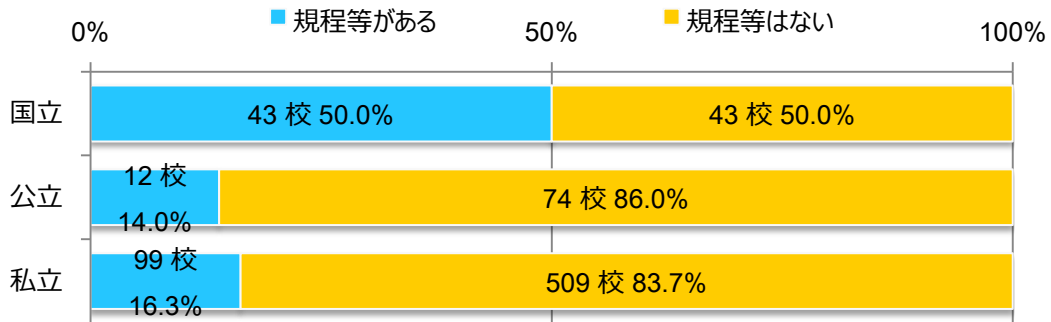


図12 障害学生支援に関する規程等（設置別）〔大学〕

(3) 在籍障害学生数別の整備状況

障害学生の在籍数から規程等の整備状況をみると、障害学生が 21 人以上の学校では 38.7%となっているが、障害学生の在籍が 1 人の学校では 12.5%となっている。なお障害学生の在籍が 0 人の学校では 6.3%にとどまっており、障害学生の在籍数が規程等の整備に影響を与えている。

(4) 学校規模別の整備状況

図 13、図 14 にあるように規程等の整備状況を学校規模(学生数)ごとの構成比で見ると、10000 人以上の学校では 49.3%、5000～9999 人規模の学校では 40.2%、1～499 人規模の学校では 8.0%となっており、規模が小さくなるほど規程等の整備の遅れが深刻な状況となっている。なお学校規模(学生数)ごとの規程等の整備状況は、委員会の設置状況、専門部署・機関の設置状況と類似した傾向を示している。

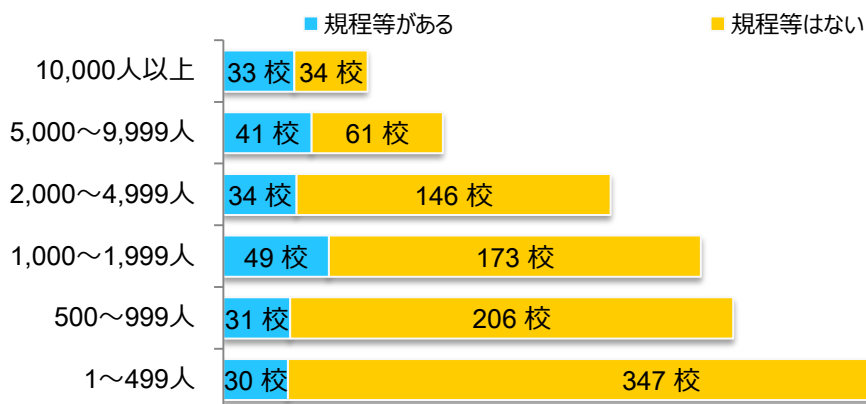


図13 障害学生支援に関する規程等整備校数（規模〔学生数〕別）

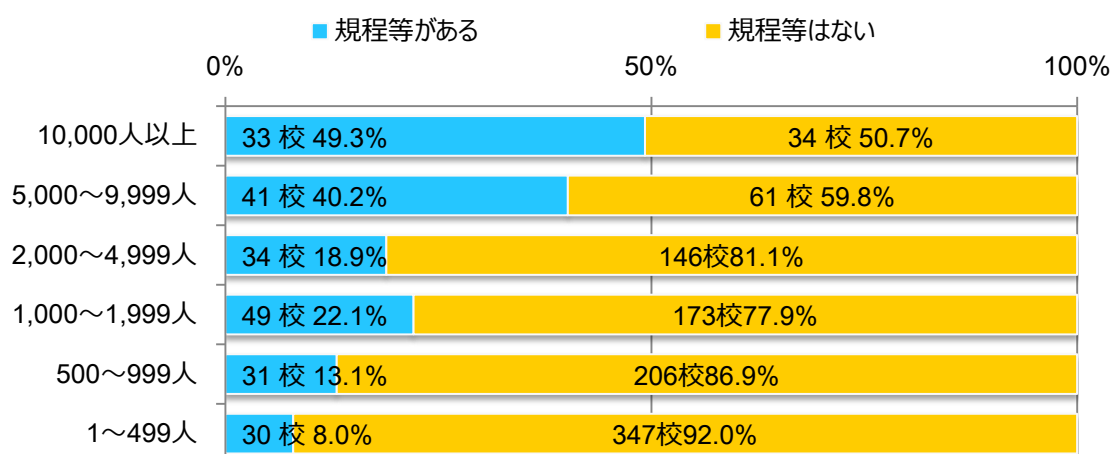


図14 障害学生支援に関する規程等（規模(学生数)別）

(5) 学部数別にみた整備状況

大学の規模を学部数で見ると、図 15 にあるように規程等が整備されている学校の割合は、8 学部以上ある大学で 55.9%、単科大学で 10.2%となっており、学部数が少なくなるほど規程等の整備の遅れが顕著となっている。

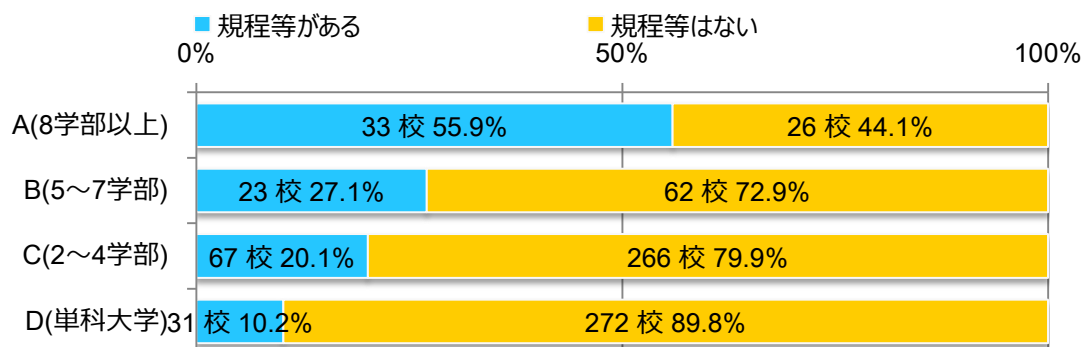


図15 障害学生支援に関する規程等（学校種別・規模(学部数)別）<大学>

4. 障害学生の相談受付窓口

平成 26 年度調査では、障害学生にとってわかりやすい相談受付窓口があるかどうかについての設問を追加した。相談受付窓口のある学校は 650 校(54.9%)で、窓口はないが各部署で対応していることを学生に周知している学校は 287 校(24.2%)となっており、2016 年4月に施行される障害者差別解消法を控え、整備が急がれる。

(1) 学校種別の設置状況

設置状況を学校種別で見ると、図 16 にあるように相談受付窓口のある学校の割合が最も高いのは、高等専門学校の 71.9%で、次いで大学が 56.9%、短期大学が 47.4%となっており、短期大学(その大半は私立)における相談窓口の整備が課題である。

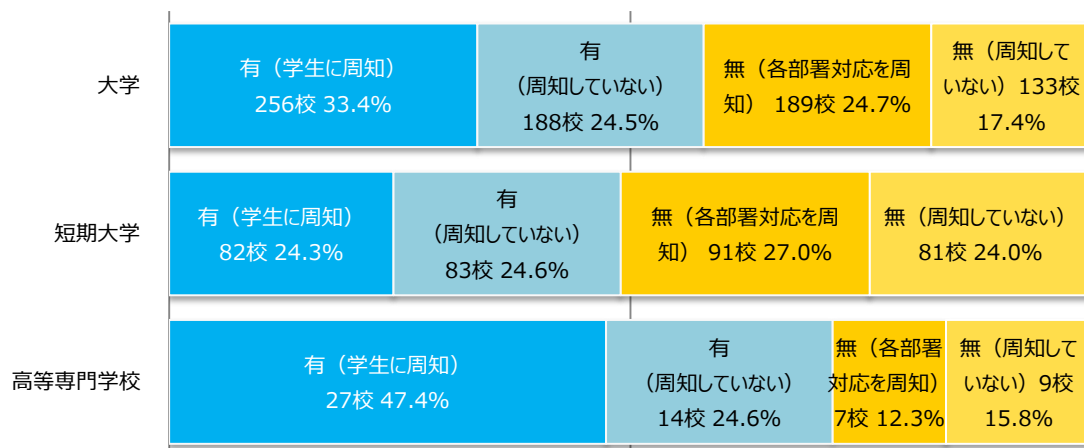


図16 障害学生の相談受付窓口の設置・周知状況
(平成26年度調査結果報告書-図16)

※未回答校あり

(2) 在籍障害学生数別の状況

在籍障害学生数別に相談窓口の設置状況をみると、21人以上の学校が130校（75.1%）、11～20人の学校が94校（65.3%）、6～10人の学校が83校（58.5%）、2～5人の学校が135校（60.8%）、1人の学校が85校（55.9%）、0人の学校が123校（34.9%）となっている。概ね障害学生の在籍数に比例して相談窓口がある学校が増える傾向にある。また障害学生が0人の学校で相談窓口を設置する学校は限られている。障害者差別解消法の施行を控え、各学校においては相談窓口が存在しないため合理的配慮の申し出ができないという事態が起こらないよう配慮する必要がある。

(3) 設置形態別の状況

図17にあるように、相談窓口がある大学の割合が最も高いのは国立大学で79.1%、次いで私立大学の55.3%、公立大学の46.5%となっている。公立大学と私立大学における相談窓口の設置が遅れており、早急な整備が今後の課題である。なお短期大学については私立が全体の94.8%、高等専門学校は国立が89.5%とそれぞれの校種の大半を占めているため、ここでは大学についてのみ取り上げた。

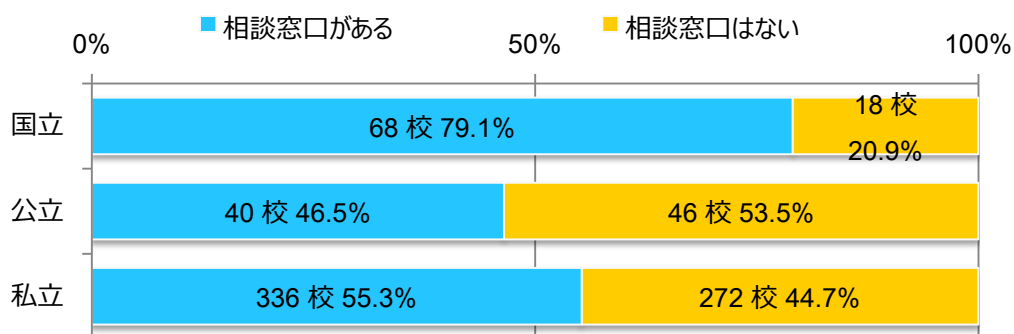


図17 障害学生の相談受付窓口（設置別）〔大学〕

(4) 学校規模別の状況

学校規模を全体の学生数で見ると、相談窓口の設置状況は図 18、図 19 にあるように 1000 人以上の学校では 80.6%、499 人以下の学校では 41.9%となっており、学校の規模が大きくなるほど相談窓口を設置する割合が増加する傾向にある。なお 499 人以下の学校(そのほとんどが私立の短期大学)は相談窓口を設置しない学校が過半数を超えており、早急な整備が課題である。

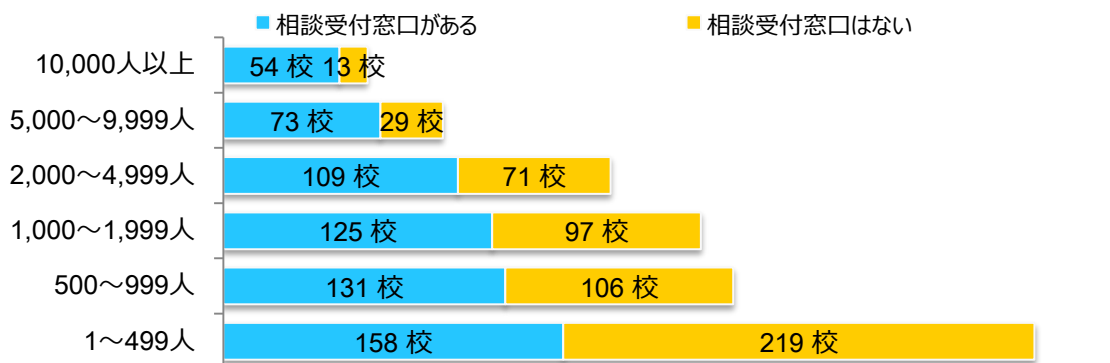


図18 障害学生の相談受付窓口整備校数 (規模(学生数)別)

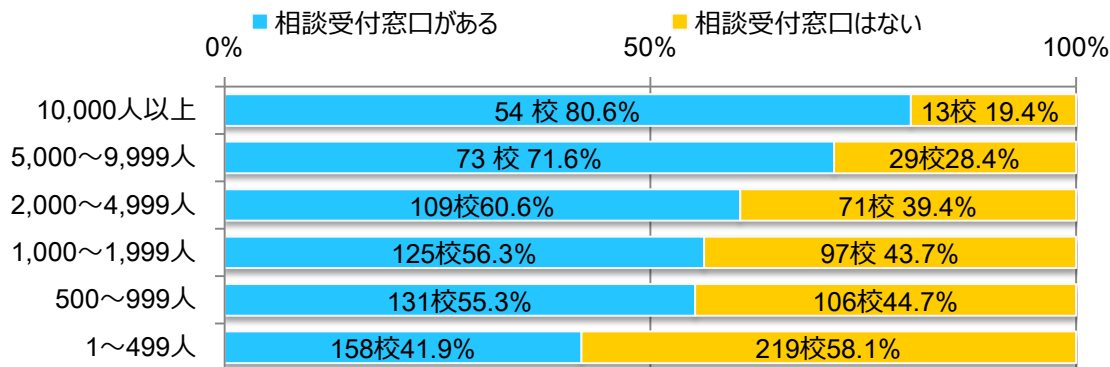


図19 障害学生の相談受付窓口 (規模(学生数)別)

(5) 学部数別にみた整備状況

大学の学校規模を学部数で見ると、図 20 にあるように規程等が整備されている学校の割合は、8 学部以上ある総合大学で 88.1%、単科大学で 47.9%となっており、学部数が少なくなるほど相談窓口を有する学校は減少する傾向にある。

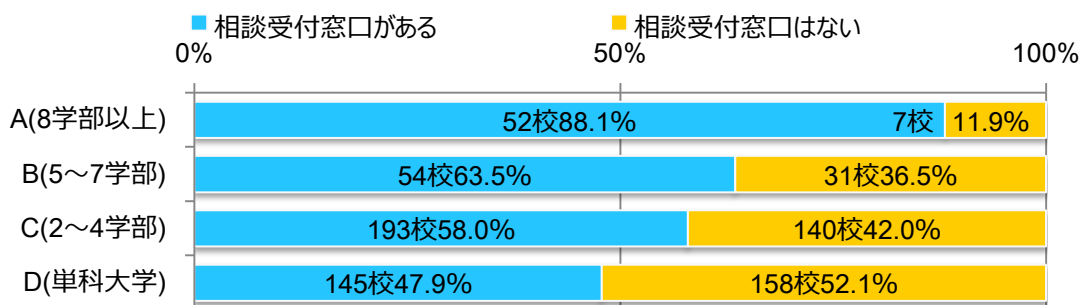


図20 障害学生の相談受付窓口 (学校種別・規模(学部数)別) <大学>

5. 障害学生支援担当者の配置状況

平成26年度調査では、①専任スタッフを配置する学校は125校(10.5%)、②兼任スタッフを配置する学校は890校(75.1%)、③担当者の配置はない学校は170校(14.3%)となっている。前回調査(平成25年度)と比較すると、①は1.3ポイント減、②は2.6ポイント増、③は4.0ポイント減となっており、スタッフを配置する学校が漸増する傾向を示している。その反面、担当者の配置はないとする学校は減少傾向を示しており、専門員会の設置、専門部署・機関の設置、規程等の整備等と比例する傾向がみられる。平成26年度は支援担当者を外部に依頼する学校が493校あり、前回調査と比較すると31校(2.8ポイント)の増加となっており、今後はその関連を分析する必要がある。

(1) 在籍障害学生数別の配置状況

支援担当者の配置がある学校の割合は、図20にあるように障害学生が21人以上在籍する学校で97.7%、在籍学生が1人の学校で83.5%と障害学生数が多い学校に支援担当者が多く配置される傾向がある。なお障害学生が在籍しない学校においても68.2%の学校に支援担当者が配置されている。その反面、在籍学生が1人以上在籍する学校のうち58校(7.0%)において、担当者が配置されていない現状に着目する必要がある。

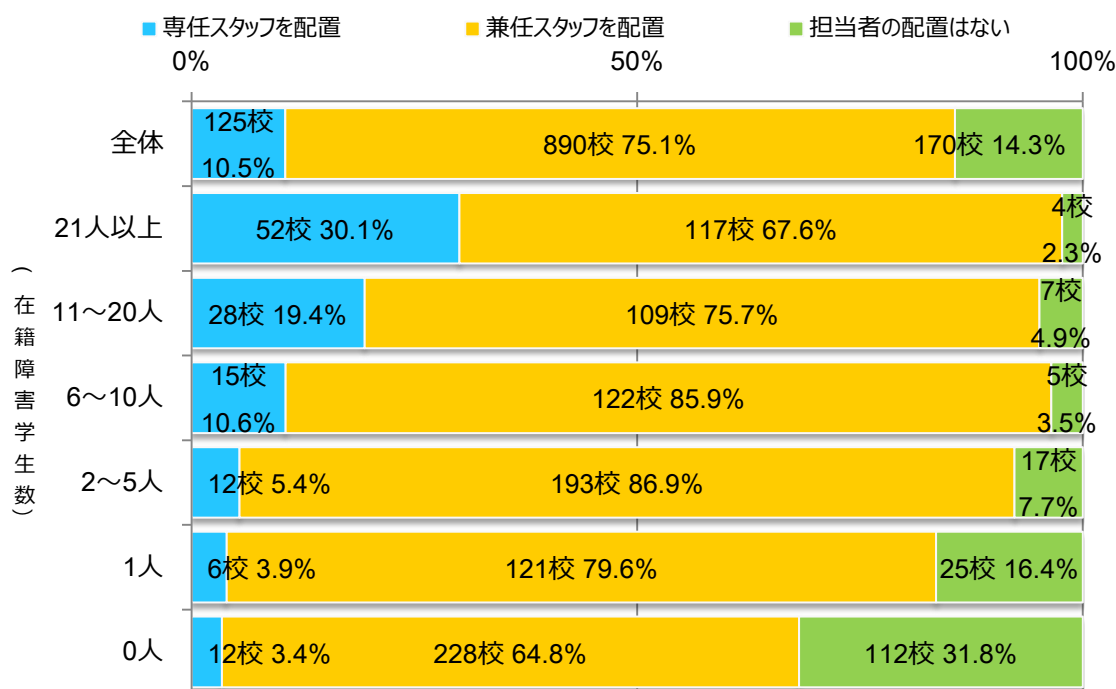


図20 支援担当者配置率（在籍障害学生数別）

(2) 設置形態別の配置状況

支援担当者を配置する学校の割合が最も高いのは国立大学の96.5%、次いで私立大学が87.3%、公立大学が84.9%となっている。なお高等専門学校は国立、短期大学は私立がそれぞれの校種の大半を占めるため、ここでは大学についてのみ検討した。

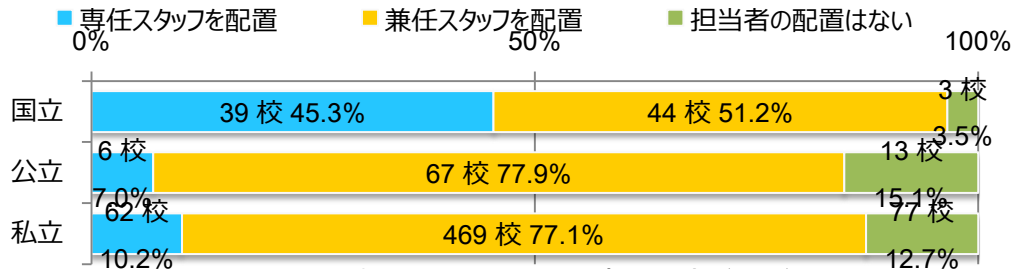


図21 障害学生支援担当者（設置別）〔大学〕

(3) 学校規模別の設置状況

支援スタッフの設置状況を学校規模ごとの構成比で見ると、図22、図23にあるように、支援担当者を配置している学校の割合が最も高いのは10,000人以上の学校で98.5%、次いで1,000～1,999人規模の学校が94.6%、5,000～9,999人規模の学校が94.1%となっており、最も少ない1～499人規模の学校が75.9%となっている。

専任スタッフの配置に着目すると、5000人以上の学校と4999人以下の学校とでは、その差は顕著となっている。さらに兼任スタッフの配置に着目すると4999人～1000人規模の学校において80.0%以上の高いポイントを示していることが特徴的である。

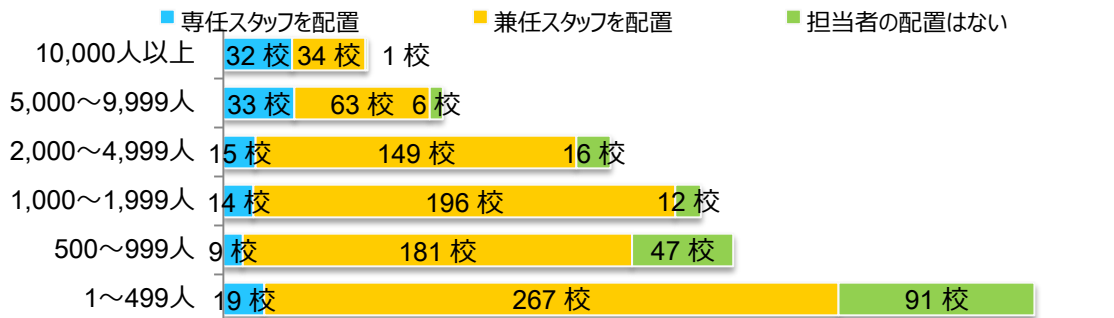


図22 障害学生支援担当者配置校数（規模〔学生数〕別）

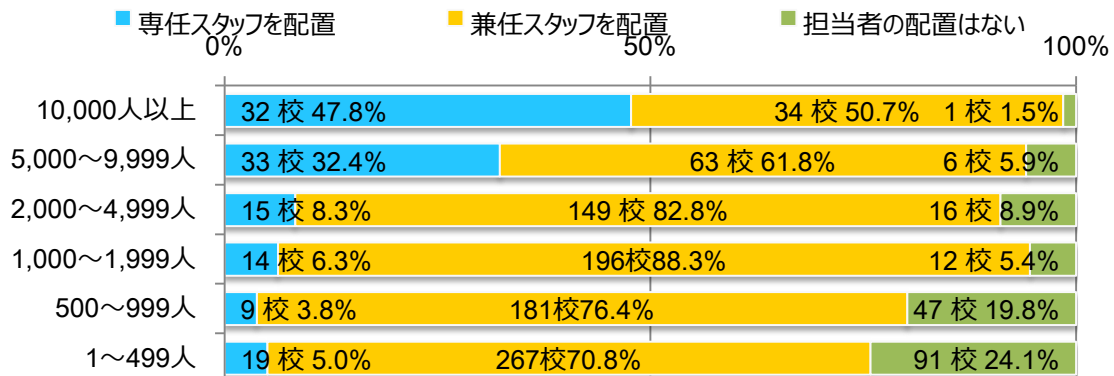


図23 障害学生支援担当者（規模〔学生数〕別）

(4) 学部数別の配置状況

大学の学校規模を学部数で見ると、図 24 にあるように支援スタッフが配置されている学校の割合は、8 学部以上ある総合大学で 96.6%、単科大学で 79.5%となっており、学部数が少なくなるほど相談窓口を有する学校は減少する傾向にある。なお単科大学の 20.5%で担当者の配置がなされていないことに留意すべきである。

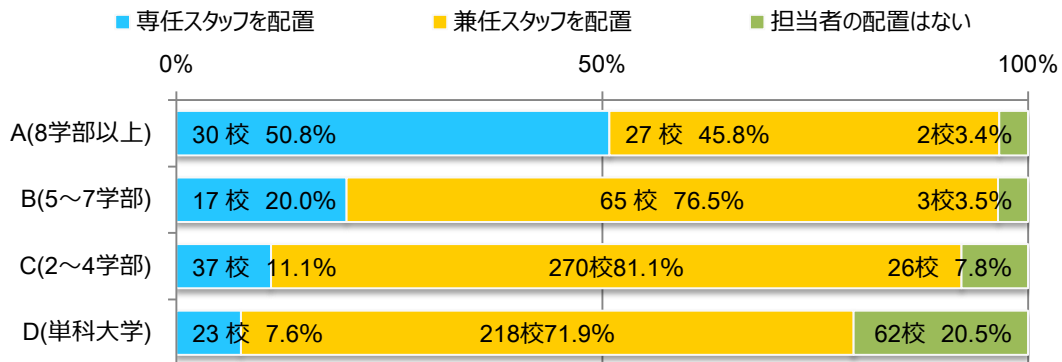


図24 障害学生支援担当者（学校種別・規模〔学部数〕別）＜大学＞

6. 障害学生支援担当者の職種

平成 26 年度調査では、①障害学生支援を担当する職員を配置する学校は 921 校 (77.7%)、②障害学生支援を担当する教員を配置する学校は 561 校 (47.3%)、③障害学生支援コーディネーターを配置する学校は 134 校 (11.3%)、④カウンセラーを配置する学校は 403 校 (34.0%)となっている。前回調査(平成 25 年度)と比較すると、①支援を担当する職員は 5.2 ポイント増、②支援を担当する教員は 5.9 ポイント増、③コーディネーターは 0.8 ポイント増、④カウンセラーは 2.3 ポイント増となっており、全ての職種において配置する学校が増加する傾向を示している。

図 26、図 27、図 28、図 29 にあるように、主な職種の配置を学校種別で見ると、①支援を担当する職員は 921 校 (77.7%) に配置されており、4 つの職種では最も高い割合となっている。校種では高等専門学校に 49 校 (86.0%) と高い比率で配置されている。②支援を担当する教員は 561 校 (47.3%) に配置されているが、兼任教員を配置する学校が 530 校 (94.5%) と高い比率となっている。③コーディネーターの配置は 134 校 (11.3%) となっており、4 つの職種では最も低い比率となっている。なお専任を配置する学校が 45 校 (33.6%) と比較的高い比率となっている。④コーディネーターの配置は 403 校 (34.0%) となっているが、高等専門学校では 6 校 (10.5%) にとどまっている。

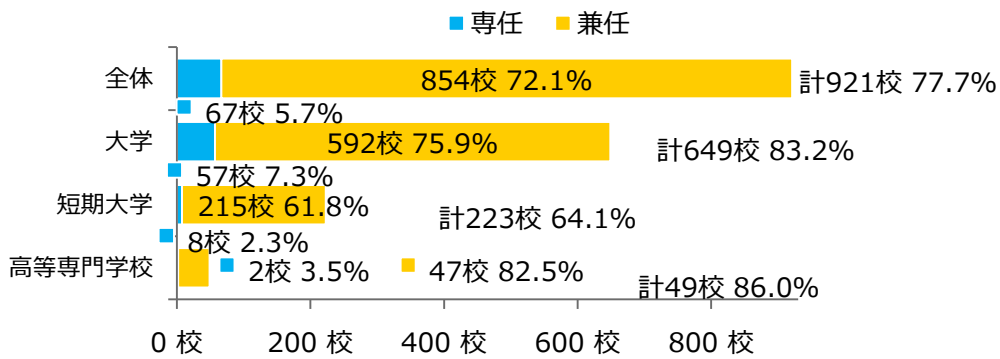


図25 ①障害学生支援を担当する職員配置校数 (学校種別)

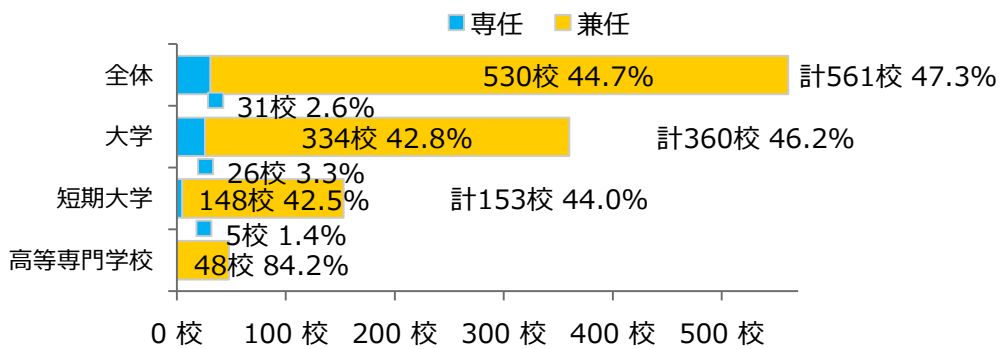


図26 ②障害学生支援を担当する教員配置校数 (学校種別)

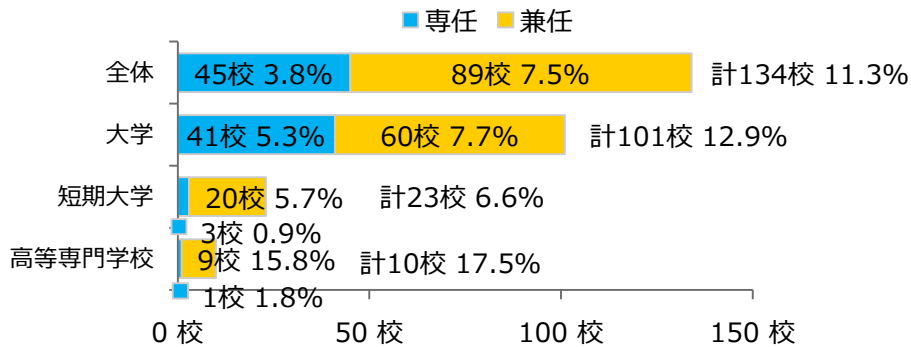


図27 ③障害学生支援コーディネーター配置校数 (学校種別)

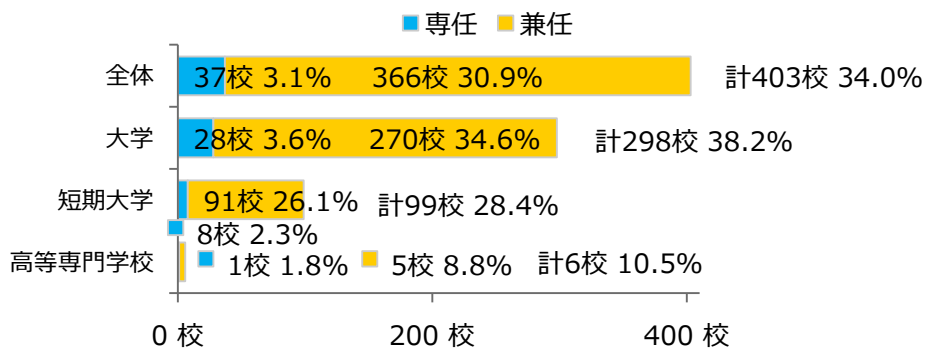


図28 ④カウンセラー配置校数 (学校種別)

7. 施設・設備の整備状況

施設・設備の整備率を校種別にみると、大学における整備率の平均が **59.0%**、短期大学の平均値が **17.5%**、高等専門学校¹の平均値が **16.0%**となっており、短期大学と高等専門学校における整備率の低さが目立っている。

表1にあるように、すべての学校種において、屋外の整備率と比較して屋内の整備率が低くなっている。支援機器の整備についてはほとんどの学校において進んでいないのが現状である。「学内全体に整備」と「現在必要な箇所に整備」を合わせた整備率が最も高いのは大学の屋外整備で、公立大学が **67.5%**、国立大学が **60.2%**、私立大学が **49.5%**となっている。なお短期大学における支援機器の整備では、公立が **11.1%**、私立が **11.3%**にとどまっている。専門学校における支援機器の整備では、国立が **11.7%**、公立が **11.1%**、私立が **5.6%**と極めて低い比率となっており、整備率の向上が課題である。

表1 施設・設備の整備状況（学校種別・設置別）

	※整備校数は各項目の平均値	全体の学校数		学内全体に整備		現在必要な箇所に整備		部分的に整備しているが不十分		整備中または年度内に整備を予定		未整備	
		(校)	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
大学	屋外	国立	86	11.8	13.7%	40.0	46.5%	28.5	33.1%	0.0	0.0%	5.8	6.7%
		公立	86	22.8	26.5%	35.3	41.0%	14.8	17.2%	0.0	0.0%	14.0	16.3%
		私立	608	95.0	15.6%	206.3	33.9%	151.8	25.0%	1.0	0.2%	152.3	25.0%
	屋内	国立	86	9.7	11.2%	29.6	34.4%	17.8	20.7%	0.3	0.4%	27.7	32.2%
		公立	86	18.3	21.3%	22.0	25.6%	12.1	14.1%	0.0	0.0%	33.9	39.4%
		私立	608	75.9	12.5%	156.2	25.7%	119.0	19.6%	0.8	0.1%	253.0	41.6%
	支援機器	国立	86	1.8	2.1%	18.5	21.5%	6.2	7.2%	0.0	0.0%	56.7	65.9%
		公立	86	3.0	3.5%	11.7	13.6%	3.0	3.5%	0.0	0.0%	67.7	78.7%
		私立	608	19.0	3.1%	78.8	13.0%	27.2	4.5%	0.8	0.1%	472.7	77.7%
短期大学	屋外	公立	18	3.0	16.7%	3.5	19.4%	6.5	36.1%	0.0	0.0%	5.0	27.8%
		私立	330	32.3	9.8%	79.0	23.9%	80.8	24.5%	0.8	0.2%	134.0	40.6%
		国立	18	1.0	5.6%	4.2	23.5%	5.3	29.6%	0.0	0.0%	7.4	41.4%
	屋内	公立	330	22.7	6.9%	63.2	19.2%	61.9	18.8%	0.3	0.1%	177.7	53.8%
		国立	18	0.5	2.8%	1.5	8.3%	0.7	3.7%	0.0	0.0%	15.3	85.2%
		私立	330	6.0	1.8%	31.3	9.5%	14.2	4.3%	0.2	0.1%	272.5	82.6%
高等専門学校	屋外	国立	51	6.5	12.7%	18.3	35.8%	12.5	24.5%	0.3	0.5%	13.8	27.0%
		公立	3	0.0	0.0%	0.8	25.0%	1.0	33.3%	0.0	0.0%	1.3	41.7%
		私立	3	0.5	16.7%	0.5	16.7%	1.3	41.7%	0.0	0.0%	0.8	25.0%
	屋内	国立	51	4.3	8.5%	14.6	28.5%	9.7	19.0%	0.2	0.4%	22.0	43.1%
		公立	3	0.2	7.4%	0.2	7.4%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.7	55.6%
		私立	3	0.1	3.7%	0.4	14.8%	0.9	29.6%	0.0	0.0%	1.6	51.9%
	支援機器	国立	51	0.3	0.7%	5.8	11.4%	1.7	3.3%	0.0	0.0%	42.2	82.7%
		公立	3	0.0	0.0%	0.3	11.1%	0.2	5.6%	0.0	0.0%	2.5	83.3%
		私立	3	0.0	0.0%	0.2	5.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2.8	94.4%

(1) 学校種別・学校規模別

学校種別の状況を学校規模(学生数)別にまとめると、表2、3、4にあるように全学校種において規模の大きい学校ほど整備率が高い傾向がある。また、いずれの規模においても、屋外、屋内、支援機器の順に整備率が下がる傾向にある。

表2 施設・設備の整備状況(規模別)〔大学〕

※整備校数は各項目の平均値	全体的 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備		
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
屋外	5,000~9,999人	2	0.3	12.5%	0.8	37.5%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	1.0	50.0%
	2,000~4,999人	1	0.0	0.0%	0.5	50.0%	0.5	50.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	1,000~1,999人	14	1.5	10.7%	3.5	25.0%	2.8	19.6%	0.0	0.0%	6.3	44.6%
	500~999人	82	7.0	8.5%	23.5	28.7%	21.8	26.5%	0.0	0.0%	30.0	36.6%
	1~499人	249	26.5	10.6%	54.3	21.8%	62.3	25.0%	0.8	0.3%	101.8	40.9%
屋内	5,000~9,999人	2	0.0	0.0%	0.3	16.7%	0.1	5.6%	0.0	0.0%	1.6	77.8%
	2,000~4,999人	1	0.3	33.3%	0.2	22.2%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.4	44.4%
	1,000~1,999人	14	0.7	4.8%	4.8	34.1%	2.0	14.3%	0.0	0.0%	6.4	46.0%
	500~999人	82	5.2	6.4%	18.2	22.2%	16.9	20.6%	0.0	0.0%	41.4	50.5%
	1~499人	249	17.4	7.0%	43.9	17.6%	48.2	19.4%	0.3	0.1%	135.2	54.3%
支援機器	5,000~9,999人	2	0.0	0.0%	0.2	8.3%	0.2	8.3%	0.0	0.0%	1.7	83.3%
	2,000~4,999人	1	0.0	0.0%	0.2	16.7%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.8	83.3%
	1,000~1,999人	14	0.5	3.6%	1.3	9.5%	0.5	3.6%	0.0	0.0%	10.8	77.4%
	500~999人	82	0.8	1.0%	8.3	10.2%	3.8	4.7%	0.2	0.2%	68.7	83.7%
	1~499人	249	5.2	2.1%	22.8	9.2%	10.3	4.1%	0.0	0.0%	205.8	82.7%

表3 施設・設備の整備状況(規模別)〔短期大学〕

※整備校数は各項目の平均値	全体的 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備		
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
屋外	10,000人以上	67	13.3	19.8%	32.3	48.1%	20.0	29.9%	0.3	0.4%	4.0	6.0%
	5,000~9,999人	100	15.0	15.0%	50.0	50.0%	25.8	25.8%	0.3	0.3%	10.5	10.5%
	2,000~4,999人	179	32.0	17.9%	60.8	33.9%	52.5	29.3%	0.0	0.0%	34.5	19.3%
	1,000~1,999人	176	29.3	16.6%	62.0	35.2%	44.8	25.4%	0.3	0.1%	38.0	21.6%
	500~999人	130	16.5	12.7%	41.3	31.7%	31.5	24.2%	0.3	0.2%	38.3	29.4%
1~499人	128	23.5	18.4%	35.3	27.5%	20.5	16.0%	0.0	0.0%	46.8	36.5%	
屋内	10,000人以上	67	9.9	14.8%	24.0	35.8%	14.6	21.7%	0.1	0.2%	20.2	30.2%
	5,000~9,999人	100	12.6	12.6%	34.3	34.3%	19.9	19.9%	0.2	0.2%	34.4	34.4%
	2,000~4,999人	179	22.2	12.4%	47.6	26.6%	38.8	21.7%	0.1	0.1%	69.3	38.7%
	1,000~1,999人	176	22.9	13.0%	46.7	26.5%	32.4	18.4%	0.4	0.3%	72.1	41.0%
	500~999人	130	16.7	12.8%	27.4	21.1%	24.9	19.1%	0.2	0.2%	58.6	45.0%
1~499人	128	19.7	15.4%	27.8	21.7%	18.3	14.3%	0.0	0.0%	59.9	46.8%	
支援機器	10,000人以上	67	3.0	4.5%	19.0	28.4%	4.3	6.5%	0.2	0.2%	40.3	60.2%
	5,000~9,999人	100	3.0	3.0%	17.5	17.5%	6.2	6.2%	0.5	0.5%	72.3	72.3%
	2,000~4,999人	179	4.3	2.4%	27.0	15.1%	9.3	5.2%	0.2	0.1%	134.5	75.1%
	1,000~1,999人	176	5.3	3.0%	20.8	11.8%	7.0	4.0%	0.0	0.0%	139.8	79.5%
	500~999人	130	3.8	2.9%	15.2	11.7%	5.5	4.2%	0.0	0.0%	102.7	79.0%
1~499人	128	4.3	3.4%	9.5	7.4%	4.0	3.1%	0.0	0.0%	107.3	83.9%	

表4 施設・設備の整備状況(規模別)〔高等専門学校〕

※整備校数は各項目の平均値	全体的 学校数 (校)	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備		
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	
屋外	1,000~1,999人	32	3.0	9.4%	11.0	34.4%	9.0	28.1%	0.3	0.8%	9.0	28.1%
	500~999人	25	4.0	16.0%	8.5	34.0%	5.8	23.0%	0.0	0.0%	6.8	27.0%
屋内	1,000~1,999人	32	2.8	8.7%	7.4	23.3%	7.4	23.3%	0.1	0.3%	14.0	43.8%
	500~999人	25	1.9	7.6%	7.8	31.1%	4.0	16.0%	0.1	0.4%	11.2	44.9%
支援機器	1,000~1,999人	32	0.3	1.0%	3.2	9.9%	1.3	4.2%	0.0	0.0%	26.2	81.8%
	500~999人	25	0.0	0.0%	3.2	12.7%	0.5	2.0%	0.0	0.0%	21.3	85.3%

(2) 整備内容別の整備状況

具体的な整備内容別に整備状況をみると、表5にあるように、道路の舗装、段差の解消等や手すり、スロープ、階段昇降機等、自動扉等出入口の整備、エレベーター、障害者用トイレなどの整備が進む一方で、点字ブロック、標識シール等、点字プレート等案内表示などの整備が遅れている。この傾向はいずれの学校種においても同様の傾向がみられる。

表5 施設・設備の整備状況（設置模別）〔大学〕

大学	全体の 学校数	学内全体に整備		現在必要な 箇所に整備		部分的に整備 しているが不十分		整備中または 年度内に整備を予定		未整備				
		(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比	(校)	構成比			
国立	屋外	道路の舗装、段差の解消等	86	14	16.3%	42	48.8%	28	32.6%	0	0.0%	2	2.3%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	11	12.8%	47	54.7%	27	31.4%	0	0.0%	1	1.2%	
		点字ブロック、標識シール等	86	5	5.8%	26	30.2%	41	47.7%	0	0.0%	14	16.3%	
	屋内	専用駐車場	86	17	19.8%	45	52.3%	18	20.9%	0	0.0%	6	7.0%	
		自動扉等出入口の整備	86	14	16.3%	46	53.5%	23	26.7%	0	0.0%	3	3.5%	
		エレベーター	86	19	22.1%	45	52.3%	22	25.6%	0	0.0%	0	0.0%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	10	11.6%	45	52.3%	29	33.7%	0	0.0%	2	2.3%	
		車椅子移動等に必要スペース確保	86	15	17.4%	39	45.3%	29	33.7%	0	0.0%	3	3.5%	
		点字プレート等教室表示	86	0	0.0%	9	10.5%	10	11.6%	2	2.3%	62	72.1%	
		聴覚障害者用屋内信号装置	86	0	0.0%	6	7.0%	3	3.5%	0	0.0%	75	87.2%	
		障害者用トイレ	86	21	24.4%	47	54.7%	18	20.9%	0	0.0%	0	0.0%	
		自習室、独習室	86	8	9.3%	26	30.2%	25	29.1%	1	1.2%	25	29.1%	
		磁気誘導ループ	86	0	0.0%	3	3.5%	1	1.2%	0	0.0%	79	91.9%	
		支援機器	点字プリンタ	86	1	1.2%	15	17.4%	2	2.3%	0	0.0%	66	76.7%
			立体コピー機	86	0	0.0%	8	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	75	87.2%
拡大読書機	86		1	1.2%	18	20.9%	4	4.7%	0	0.0%	60	69.8%		
国立	点字携帯端末	86	1	1.2%	8	9.3%	1	1.2%	0	0.0%	73	84.9%		
	筆記器等	86	2	2.3%	16	18.6%	9	10.5%	0	0.0%	56	65.1%		
	車椅子、簡易ベッド等	86	6	7.0%	46	53.5%	21	24.4%	0	0.0%	10	11.6%		
公立	屋外	道路の舗装、段差の解消等	86	28	32.6%	33	38.4%	18	20.9%	0	0.0%	8	9.3%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	20	23.3%	42	48.8%	21	24.4%	0	0.0%	5	5.8%	
		点字ブロック、標識シール等	86	13	15.1%	25	29.1%	15	17.4%	0	0.0%	33	38.4%	
	屋内	専用駐車場	86	30	34.9%	41	47.7%	5	5.8%	0	0.0%	10	11.6%	
		自動扉等出入口の整備	86	21	24.4%	37	43.0%	22	25.6%	0	0.0%	7	8.1%	
		エレベーター	86	38	44.2%	33	38.4%	13	15.1%	0	0.0%	3	3.5%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	86	22	25.6%	34	39.5%	25	29.1%	0	0.0%	6	7.0%	
		車椅子移動等に必要スペース確保	86	27	31.4%	34	39.5%	19	22.1%	0	0.0%	7	8.1%	
		点字プレート等教室表示	86	4	4.7%	12	14.0%	6	7.0%	0	0.0%	64	74.4%	
		聴覚障害者用屋内信号装置	86	1	1.2%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	83	96.5%	
		障害者用トイレ	86	40	46.5%	30	34.9%	15	17.4%	0	0.0%	1	1.2%	
		自習室、独習室	86	12	14.0%	17	19.8%	9	10.5%	0	0.0%	49	57.0%	
		磁気誘導ループ	86	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	85	98.8%	
		支援機器	点字プリンタ	86	0	0.0%	8	9.3%	2	2.3%	0	0.0%	76	88.4%
			立体コピー機	86	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	85	98.8%
拡大読書機	86		0	0.0%	9	10.5%	2	2.3%	0	0.0%	75	87.2%		
公立	点字携帯端末	86	0	0.0%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	82	95.3%		
	筆記器等	86	1	1.2%	2	2.3%	2	2.3%	0	0.0%	80	93.0%		
	車椅子、簡易ベッド等	86	17	19.8%	49	57.0%	12	14.0%	0	0.0%	8	9.3%		
私立	屋外	道路の舗装、段差の解消等	608	142	23.4%	216	35.5%	180	29.6%	2	0.3%	66	10.9%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	608	75	12.3%	249	41.0%	207	34.0%	1	0.2%	74	12.2%	
		点字ブロック、標識シール等	608	40	6.6%	115	18.9%	134	22.0%	0	0.0%	315	51.8%	
	屋内	専用駐車場	608	123	20.2%	245	40.3%	86	14.1%	1	0.2%	154	25.3%	
		自動扉等出入口の整備	608	106	17.4%	195	32.1%	188	30.9%	1	0.2%	118	19.4%	
		エレベーター	608	171	28.1%	236	38.8%	171	28.1%	1	0.2%	30	4.9%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	608	79	13.0%	250	41.1%	218	35.9%	0	0.0%	61	10.0%	
		車椅子移動等に必要スペース確保	608	128	21.1%	216	35.5%	176	28.9%	0	0.0%	88	14.5%	
		点字プレート等教室表示	608	18	3.0%	60	9.9%	70	11.5%	1	0.2%	454	74.7%	
		聴覚障害者用屋内信号装置	608	0	0.0%	11	1.8%	7	1.2%	0	0.0%	579	95.2%	
		障害者用トイレ	608	136	22.4%	288	47.4%	148	24.3%	2	0.3%	36	5.9%	
		自習室、独習室	608	45	7.4%	143	23.5%	90	14.8%	2	0.3%	325	53.5%	
		磁気誘導ループ	608	0	0.0%	7	1.2%	3	0.5%	0	0.0%	586	96.4%	
		支援機器	点字プリンタ	608	6	1.0%	54	8.9%	13	2.1%	2	0.3%	522	85.9%
			立体コピー機	608	3	0.5%	14	2.3%	2	0.3%	2	0.3%	575	94.6%
拡大読書機	608		7	1.2%	48	7.9%	10	1.6%	1	0.2%	534	87.8%		
私立	点字携帯端末	608	1	0.2%	12	2.0%	1	0.2%	0	0.0%	580	95.4%		
	筆記器等	608	5	0.8%	41	6.7%	18	3.0%	0	0.0%	533	87.7%		
	車椅子、簡易ベッド等	608	92	15.1%	304	50.0%	119	19.6%	0	0.0%	92	15.1%		
小計	屋外	道路の舗装、段差の解消等	780	184	23.6%	291	37.3%	226	29.0%	2	0.3%	76	9.7%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	780	106	13.6%	338	43.3%	255	32.7%	1	0.1%	80	10.3%	
		点字ブロック、標識シール等	780	58	7.4%	166	21.3%	190	24.4%	0	0.0%	362	46.4%	
	屋内	専用駐車場	780	170	21.8%	331	42.4%	109	14.0%	1	0.1%	170	21.8%	
		自動扉等出入口の整備	780	141	18.1%	278	35.6%	233	29.9%	1	0.1%	128	16.4%	
		エレベーター	780	228	29.2%	314	40.3%	206	26.4%	1	0.1%	33	4.2%	
		手すり、スロープ、階段昇降機等	780	111	14.2%	329	42.2%	272	34.9%	0	0.0%	69	8.8%	
		車椅子移動等に必要スペース確保	780	170	21.8%	289	37.1%	224	28.7%	0	0.0%	98	12.6%	
		点字プレート等教室表示	780	22	2.8%	81	10.4%	86	11.0%	3	0.4%	580	74.4%	
		聴覚障害者用屋内信号装置	780	1	0.1%	18	2.3%	10	1.3%	0	0.0%	737	94.5%	
		障害者用トイレ	780	197	25.3%	365	46.8%	181	23.2%	2	0.3%	37	4.7%	
		自習室、独習室	780	65	8.3%	186	23.8%	124	15.9%	3	0.4%	399	51.2%	
		磁気誘導ループ	780	0	0.0%	10	1.3%	4	0.5%	0	0.0%	750	96.2%	
		支援機器	点字プリンタ	780	7	0.9%	77	9.9%	17	2.2%	2	0.3%	664	85.1%
			立体コピー機	780	3	0.4%	22	2.8%	2	0.3%	2	0.3%	735	94.2%
拡大読書機	780		8	1.0%	75	9.6%	16	2.1%	1	0.1%	669	85.8%		
小計	点字携帯端末	780	2	0.3%	22	2.8%	2	0.3%	0	0.0%	735	94.2%		
	筆記器等	780	8	1.0%	59	7.6%	29	3.7%	0	0.0%	669	85.8%		
	車椅子、簡易ベッド等	780	115	14.7%	399	51.2%	152	19.5%	0	0.0%	110	14.1%		

8. 支援体制の実際

日本学生支援機構では関係者の協力を得て、支援体制の構築に向けた各校の取り組み状況に関する訪問調査を実施した。調査対象としたのは、表 6 にあるように、学校の規模別(学生数)、設置者別、支援体制の多様性等を考慮して抽出した 13 校である。調査に協力いただいた学校の名称は仮称(番号)で示した。さらに大規模校から総合型(国立大学①)と専門型(私立大学④)、中規模校から専門型(私立大学⑧)、小規模校から連携型(私立大学⑩)と独立型(国立高専⑬)に分類される学校を取り上げ、支援体制の取り組みについて紹介する。なお「総合型」とは総合的な支援センター内に位置付けられた専門委員会が主体となって障害学生支援を実施している学校、「専門型」とは専門委員会が主として障害学生支援を担当する学校、「連携型」とは専門委員会と他の部署が連携しながら障害学生支援を進める学校、「独立型」とは各学部や各キャンパスがそれぞれ独自に障害学生支援を実施している学校を示すものである。

表 6 訪問調校一覧

規模 (全体の学生数)	No.	設置者別	支援体制	委員会	支援担当部署
大規模 (5,000人以上)	①	国立大学	総合型	総合支援センター委員会	センター内の専門部署
	②	私立大学	総合型	総合支援センター委員会	センター内の専門部署
	③	国立大学	専門型	専門委員会	専門部署
	④	私立大学	専門型	専門委員会	専門部署
	⑤	私立大学	連携型	専門委員会	学生支援部署
	⑥	私立大学	連携型	学生委員会	プロジェクトチーム
	⑦	私立大学	独立型	学部ごとに違う	学部ごとに違う
中規模 (2,000~4,999人)	⑧	私立大学	専門型	学生委員会	専門部署
小規模 (2,000人未満)	⑨	私立大学	総合型	総合支援センター委員会	センター内の専門部署
	⑩	私立大学	連携型	学生委員会	関係部署が連携
	⑪	私立大学 短期大学部	携型	無	関係部署が連携
	⑫	国立高専	連携型	専門委員会	関係部署が連携
	⑬	国立高専	独立型	無	キャンパスごとに違う

(1) 国立大学①における支援体制

1) 大学の概要

学生数は10000人を超え、地域を代表する総合大学である。10を超える学部と研究科を擁し、市内に5つのキャンパスを展開する。相談窓口はないが支援センター内の特別支援室が対応している。専任の相談員が支援を担当する。

2) 支援体制

① 具体的な支援体制

学生支援機構の学生支援部門の教員が支援センターにおいて業務に当たっている。同センターは学生相談所と特別支援室から構成され、特別支援室には2名の専任相談員(教員)が配置されている。障害学生支援に特化した委員会はなく、学生生活全般を扱う審議会において協議が行なわれる。また同審議会の下に各部局の教員が委員を務める支援連絡会議を設置し、情報を共有している。

② 支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

近年支援センターを新設した。設置以前は障害学生の相談窓口はなく、障害学生は各部局で対応していた。センター設立のメリットは、相談窓口が一本化されたことで学生、保護者にとって相談先がわかりやすくなった。教員も相談できるようになった。デメリットとしては、各部局の教員に特別支援室が実質的な支援まで全部やってくれると思われてしまい認識にズレが生じたことが挙げられる。

③ 支援セクターの業務内容と支援スタッフ

部局(教務担当教員)と特別支援室で協議された支援内容は、最終的には学部長と教務関係を扱う学部審議会の承認を経て、学部長と学部審議会委員長の連名で授業担当教員に配慮願いを出すプロセスになっている。特別支援室が取り扱う業務は、障害学生の相談・対応(修学面・就職面)、各部署・部局との連携・調整、教員の相談、コンサルティング、FD研修会の実施、支援学生の確保・養成となっている。障害学生支援にかかる予算は、特別支援室では扱わない。支援機器等の費用は、全学課程の学生が継続的に使用する見込みがあるもののみ特別支援室で取扱い、研究科等限定された使用となる場合は各部局で取り扱う。支援内容の協議は、部局の教務担当教員と連携しながら行なっている。特別支援室は教員サイドと相互に連携が取れている。なおこれらの業務は専任相談員2名が担当している。

④支援学生

支援学生は20数名登録されており、有償でバリアフリーマップの作成、テキストデータ化、ノートテイク等を行っている。支援学生の確保は、年度当初に行う説明会をホームページ、チラシ、ツイッターで告知し、周知を図っている。

3) 支援の申し出に対する対応

障害学生や保護者が特別支援室に来談すると、スタッフは支援ニーズの聞き取りを行い、支援方法を提案する。当該学部、特別支援室、障害学生、保護者で話し合いを行い、決定した支援方法を学部長、学部審議会委員長が許可するプロセスとなっている。これらを経て授業担当教員への配慮依頼文書を配布する。

配慮内容の合意形成については、障害学生と特別支援室との話し合いによって納得を得ることとしている。ただし発達障害学生等で本人に困り感はないものの周囲が困っている場合は、学生との話し合いを持たずにすすめる場合がある。

なお特別支援室に来室した障害学生の個人情報、学生相談質、特別支援センターで共有される。なお学生の許可を得た上で、必要に応じて関係教職員に開示する。

(2) 私立大学④における支援体制

1) 大学の概要

学生数は20000人を超え、9つの学部と研究科、1短期大学を擁し、近隣に3つのキャンパスを展開する。障害学生支援は障害者支援委員会、障害学生支援室が対応している。支援室にはコーディネーターと事務職員が配置されている。

2) 支援体制

①支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

近年支援室を設置した。支援室の役職が保健管理センターを兼務するため、心理相談室との意思の疎通が図られている。メリットとしては、窓口が明確化されたためオープン・キャンパス等で早期から学生のニーズをつかむことができるようになった。デメリットとしては、支援室の名称をめぐる議論が起こっていることが挙げられる。

②支援セクターの業務内容と支援スタッフ

支援室の運営は規程にある支援推進委員会で協議し、委員会内の連絡会議は年に数回開催している。支援は在籍する学部で行っているが、学部によって温度差がある。教育面では、非常勤教員が担当する授業での配慮依頼が難しい。施設の整備は財務部の担当だが、バリアフリー化などでは設計段階から支援室が介入し、設計事務所・財務・支援室の3者で協議している。支援にかかる予算の確保が課題となっている。

支援スタッフは各キャンパスにコーディネーター、専任のアルバイトを1名配置している。コーディネーターが相談窓口となり、支援内容を調整している。その際、合意形成の申し入れ書が必要となる。支援内容が決定すると、教務課が文書を作成し、学部内に通知している。

③支援学生

支援学生としてノートテイクが登録され、10人程度がアルバイトとして活動している。アルバイトは学部間で共有する場合もある。ある学部では複数の障害学生が在籍し、教務課がスケジュール調整しながら支援している。学部によっては学生グループによる支援もあるが、支援学生のスキルアップに向けた支援や交流に課題がある。

3) 支援の申し出に対する対応

オープン・キャンパス時に相談を受付けている。入試での配慮は入試課から学部へ伝えられる。合格者への送付資料に配慮を希望する際の窓口を明記しており、合格後に本人・保護者、教務課、支援室で面談し、配慮の内容を決定する。入学後は支援に関するパンフレット(支援の申出書を含む)を全学生に配布している。合理的配慮の内容については、本人が確認するとともにフォローアップに努めている。なお問題が生じた際には、必要に応じて学部教務課に連絡を取るよう促している。

(3) 私立大学⑧における支援体制

1) 大学の概要

学生数は3000人を超え、1キャンパスに5学部を擁する中規模な大学である。相談窓口としては学生支援室が指定されており、専任職員が障害学生支援を担当する。

2) 支援体制

①具体的な支援体制

障害学生支援室に専任職員を配置することで相談窓口が明確になっている。教員からも支援の軸として認識されている。また外部機関ともつながりやすくなっている。管理運営等を行う学生生活委員会に全学部から委員を出している。配慮依頼文書は学生部長名で送付し、担当者レベルで問題解決を図っている。

②支援セクターの業務内容と支援スタッフ

障害学生は約30名在籍する。支援室ではノートテイクの養成や派遣、文字起こし、手話通訳の手配、発達障害の対応、学内の調整業務、予算の執行・管理・計画を行っている。他部門とはケースバイケースで連携し、対応している。事例としては、中途障害学生を支援する際に財務や施設と連携し、バリアフリー化を実現したことがある。

コースごとの教員グループ(非常勤含む)は学生との距離感が近く、学生の状況を詳細に把握しているため、同グループとの連携が重要となっている。

支援スタッフは専任職員が中心となっているが、手話通訳を外部に依頼することがある。授業はノートテイク・PCテイクで対応している。手話通訳はグループ発表等に入ってもらえることがある。発達障害・精神障害は、保健室や学生相談と連携しながら対応している。

③支援学生

支援学生は70名程度である。リーダー学生を中心にサポーター組織が存在し、サークルのような雰囲気や学生間のつながりも深い。サポートは有償(研修は無償)でコーディネイトは職員が担当している。

3) 支援の申し出に対する対応

新入生の場合は入試課(受験相談)、学生課(修学相談)のプロセスで把握した上で、入学後のオリエンテーションにおける支援を検討する。合格後に判明する場合は、学生課、教務課、担当教員などで情報共有することが多い。なお新年度から支援利用者は申請書を使用する予定となっている。配慮内容は学生や授業担当教員と相談しながら決定している。支援例としては、肢体不自由学生に対するヘルパーによる介助、休養室、特注の机、車椅子で利用できるスクールバスの手配等がある。なおヘルパーに支払う財源は自治体の行政サービスを利用している。

(4) 私立大学⑩における支援体制

1) 大学の概要

学生数は2000人以下の小規模校で1キャンパス、2つの学部で構成されている。専門委員会や専門部署はなく、教員で組織するサポート窓口や学務課の窓口が相談窓口になっている。実際の支援は教職員やカウンセラーが担当している。

2) 支援体制

①具体的な支援体制

学務課を中心に教育組織や学生相談室と連携して障害学生支援にあたっている。学務課に相談窓口を設置し、学生のみならず教員からの相談にも応じている。また学生委員会のサポート窓口は、昼休みに教員(当番制)が相談に応じている。学生相談室は精神衛生面の相談が主であるが、発達障害学生の相談や担当教職員へのコンサルテーションも実施している。さらにゼミ担当教員が適宜相談に応じている。

②支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

支援体制のメリットとしては、学生係と教務係が同じ学務課にあるため情報共有が速やかになされている。教員と職員の関係は円滑で、職員の支援要請に対し教員は協力的である。デメリットとしては、学務課職員の業務が肥大化しており、業務を分担する必要がある。予算の制約から専門スタッフの配置は困難であるが、発達障害学生への対応が急務となっている。

③支援セクターの業務内容と支援スタッフ

学務課と教員組織で実施した配慮については、情報共有のため学生委員会で報告している。支援内容の最終決定は学長にあるが、教授会の意見を尊重して判断されることとなっている。組織の運営にあたっては、学生委員会が中心的役割を担っているが、教育指導面に関しては学習支援委員会が関与している。学務課には履修相談、教室の移動、期末課題の相談、精神面の訴え、障害の申告等の相談があり、学務課で可能なものはその場で対処している。授業内での配慮は教員に対応方法を周知している。

発達障害の専門性がある職員が配置されていないため、カウンセラーがコンサルテーションを担っている。学生相談業務では兼任のカウンセラーと教職員を配置している。学科教員はサポート窓口やゼミにおいて相談対応している。さらに事務組織と情報共有するほか、学務課からの急な要請に応じて協議の場を持つこともある。

④支援学生

支援学生に関する事例としては、肢体不自由の学生への常時4～5人の学生によるサポートがある。発達障害学生への支援例としては、校舎の一部に居場所を提供することによって仲間づくりにつながっている。なお支援学生の登録制度や支援サークルはない。

3) 支援の申し出に対する対応

オープン・キャンパスにおいて要望があれば対応する。出願時に大学側から支援情報の提示はしていないため、学生の自主的な申請に応じて対応する形を取っている。入学後は自己申告によって支援対象者を把握している。健康診断時に精神衛生に関するアンケートを実施しているが、障害に関する設問はないため、詳細な把握はできていない。合理的配慮の内容についての合意形成は、学務課事務職員と当該学生との話し合いによる対応を検討している。

(5) 国立高等専門学校⑬における支援体制

1) 大学の概要

数年前に2つの高等専門学校を統合し、現在に至っている。学生数は1500人程度で、コンセプトの異なる2つのキャンパスを展開している。専門委員会や専門部署はなく、発達障害学生に対しカウンセラーが対応している。

2) 支援体制

① 具体的な支援体制

各キャンパスに特別支援室があり、各キャンパスのトップにあたる副校長の直属の組織として運営されている。特別支援室メンバーは、副校長が特別支援室長、学生相談室長が副室長を兼務している。支援室は学生1人につき1つの支援グループを形成し、学生相談室と連携した支援を行なっている。支援グループは担任教員をキーパーソンとし、必須構成メンバーとして学生相談室長と教務担当副校長、その他必要に応じて科目担当教員や部活顧問などで構成される。学生相談室では学生相談室長、学生相談室副室長および校内相談員を教員が兼務し、その他、看護師、カウンセラー、教育支援コーディネーター、学務課長で構成されている。校内相談員は各学科・専攻科から選出され、相談窓口の役割を担っている。

② 支援体制の変更と変更後のメリット・デメリット

数年前に高機能自閉症の学生が入学したことを契機にWGが発足した。翌年には特別支援室が発足した。さらにその翌年「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(学生支援GP)」に採択され、「発達障害を持つ学生のための特別支援室」事業に着手した。メリットとしては、教員の発達障害学生に対する理解が深まり、学生への配慮を意識するようになった。デメリットとしては、担当教員によって単位認定基準が異なっており、柔軟な基準の運用が課題となっている。

③ 支援セクターの業務内容と支援スタッフ

全学的には支援グループでの協議によって支援内容が決定している。特別支援室が取り扱う業務の内容は、単位認定・進級問題等への対処、各支援グループの統括と支援教育の推進等がある。学生相談室が取り扱う業務は、学習・生活全般の悩みへの対応、個別指導・相談、学習面のフォロー、放課後開放、個別指導・相談、学習面のフォロー、保健室の受付・調整対応がある。教務担当副校長が特別支援室長を兼務し、各支援グループの構成メンバーであることから、単位認定・進級問題等への対処も定期的に協議・検討される仕組みになっている。キャンパス間のコミュニケーションはあるものの、互いに独自のカリキュラム・方針を持っており、キャンパスごとの独自性が強い。

年度当初に教員会議において、支援が必要な学生について周知している。これは、発達障害学生と知らずに怒鳴ってしまう等の二次被害を防ぐ目的で行なっている。年度末には年度中に実施した支援・配慮内容や、学習面・生活面・メンタル面の様子について教員にコメントしてもらっている。職員は気になる学生についてカウンセラーに伝えるとともに、窓口において個別に配慮している。さらに会議で職員が情報共有する他、教員から直接対応を依頼される場合もある。とりわけ実技面で学生をサポートする技術職員は、情報共有の重要性が高く(実習時に予想されるリスク)なっており障害学生の情報を的確に伝える必要がある。

支援スタッフは、常勤カウンセラー1名(高専に常勤のカウンセラーが配置されることは珍しいため教員枠で雇用)、非常勤カウンセラー1名、教育支援コーディネーター(非常勤)1名となっている。

④支援学生

学生による支援としては、上級生がTAとして学習支援を担っている。TA制度は障害学生に特化したものではないが、全学生対象の制度を有効に活用している。障害学生担当のTAに障害名は伝えないが、当該学生が「苦手なこと」という形で特徴(障害特性等)を伝えている。

3) 支援の申し出に対する対応

入学手続き時の保健調査票に障害の有無、障害名についての記入欄を設けている。障害がある、もしくは疑われる場合は、(事前提出の)面接シートに基づいて面談を実施している。面接シートには、小・中学校での状況、支援歴、得意・不得意なこと、パニックの有無・状況、本校に希望すること等を記載する欄がある。

支援内容を保護者に説明する際は、こちらの支援に過度の期待を持たないようにお伝えしている。保護者の同意が得られると正式な支援対象になる。学生ごとに支援グループが形成されると、支援内容が協議され、教職員に対応の依頼が行なわれるプロセスとなっている。

保護者からの申告以外に中学校から連絡が来ることは珍しく、多くは定期試験における成績不振によって判明することが多い。保護者が子どもの障害を把握していないため支援の同意が得られにくい状況がある。なお保護者の同意に関わらず支援が必要な学生は、「準支援学生」としてグループを形成し、継続的に見守り、必要に応じて支援を行なう対象としている。支援内容の説明は保護者に行なっているが、現状では保護者からの過度な要求はなく、提示した内容で納得を得ている。

面接シートや面談結果はクラス担任に共有され、必要に応じて支援グループの他教員にも共有されている。保健調査票はクラス別に担任に渡している。障害学生の個別ファイルを作成し、保健調査票や面接シート、成績、一年間の支援内容、生活・学習・

メンタル面を記録している。これは卒業後も鍵付き書庫で保管している。これとは別に障害学生の名簿を作成し、クラス編成の際に利用している。